

(市民等からの発案の促進)

第32条 市は、貴重な自然等を維持、再生及び修復するための方法の開発、環境への負荷を低減させる製品、技術及び方法の開発等、良好な環境の保全及び創造に資する市民等からの発案が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の発案の中から優れたものについて、これを実施若しくは支援し、又は発案した者を優遇若しくは表彰することができる。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第33条 市は、良好な環境の保全及び創造に関し、広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、本市に飛来する渡り鳥を保護するために必要があると認めるとときは、本市に飛来する渡り鳥の繁殖地、越冬地、中継地等である外国の都市と協力して、本市に飛来する渡り鳥の保護に関する措置を講ずることができる。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第34条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する事項について調査審議するため、登米市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項又は重要な事項

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民

(5) その他市長が必要と認める者

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

8 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会等の運営に關し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮り別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

資料6 登米市環境基本計画策定委員会設置要綱

平成18年登米市告示第95号

(設置)

第1条 良好な環境の保全及び創造に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な指針とする「登米市環境基本計画」を策定するにあたり、市民による主体性と信頼性に立った環境政策の推進を図るため、登米市環境基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、策定委員20名以内で組織する。
1 策定委員の構成は、学識経験者3名、各種団体7名、教職員関係者2名及び市民からの公募5名以内で組織する。
2 前項の市民から公募する委員については、応募のあった者の中から次の各号に該当する者として市長が認めた者を委嘱する。

(1) 市内に住所を有し、現に居住している20歳以上で、環境政策に関心を持ち、策定委員会委員として熱意を持ついる者であること。

(2) 登米市の職員及び議会議員以外の者であること。

4 委員の任期は、登米市環境基本条例及び登米市環境基本計画が策定されるまでの期間とする。ただし、任期中であっても市長が策定委員会の委員として職務を遂行できなくなつたと認められる場合は、委嘱を解くことが出来る。

(役員)

第3条 策定委員会には委員長1名、副委員長2名を置くものとする。
1 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
2 委員長は会務を總理し、策定委員会を代表する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。
2 委員長は、必要があると認めたときは、関係課等の職員の出席を求めることが出来る。

(所掌事務)

第5条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討するものとする。
1 環境基本条例の策定に関すること。
2 環境基本計画の策定に関すること。
3 環境政策関連の住民問知及び広報活動に関すること。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

